

建設工事及び建設工事関連業務における提出書類に関する運用変更について

令和 5 年 11 月 27 日

沼津市財務部契約検査課

建設工事及び建設工事関連業務の契約時及び契約後における提出書類に関し、受注者の皆様の負担軽減を目的とし、下記のとおり運用を変更しますので、お知らせします。

記

1 運用の変更

①現場代理人等通知書(建設関連業務の場合は、主任技術者等通知書)

【変更前】 契約時、契約検査課(水道部案件は水道総務課)に2部提出

その後、返却された1部を工事担当課に提出。

【変更後】 契約時、契約検査課(水道部案件は水道総務課)に1部のみ提出

②施工体制台帳

【変更前】下請契約締結時、契約検査課(水道部案件は水道総務課)に2部提出。

その後、返却された1部を工事担当課に提出。

【変更後】下請契約締結時、工事担当課に1部のみ提出。

2 運用開始日

令和6年1月1日以降に提出する分から

※令和5年中に契約済みであり、すでに施工体制台帳を提出済みの案件において、運用開始日以降に追加の提出がある場合も、工事担当課に1部提出するのみでかまいません。

3 様式の変更

運用の変更に伴い、契約時に作成いただく「整備状況調書」の様式を変更します。

【様式ダウンロード(沼津市ホームページ)】

https://www.city.numazu.shizuoka.jp/business/nyusatsu_keiyaku/nyusatsu/kensetsu/index.htm

※運用開始日以前に契約済みの案件については、すでに使用している「整備状況調書」をそのままお使いいただけます。

4 問い合わせ

【市長部局案件】 財務部契約検査課 TEL:055-934-4713

【水道部案件】 水道部水道総務課 TEL:055-934-4851